INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド PATWORLD®

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 172 2017年02月22日

シンガポール特許に係る公費改定について

シンガポール特許庁より2017年04月01日以降に行う手続きに係る公費を改定する旨が公表されました。当該改定には特許、意匠、商標に係るものが含まれておりますが、以下、特許に係る公費の改定について、その要旨をご案内いたします。

記

特許出願に係る「調査請求料」と「調査及び審査請求料」が減額されます。

「調査及び審査請求料」と「審査請求料」については、20クレームを超える請求項に対し、1クレームにつきＳＳ40が加算される制度が新たに導入されます。

登録料については、2017年02月現在、25クレームを超える請求項に対し、1クレームにつきＳＳ20が加算されていますが、2017年04月01日以降は、審査請求料と同様、20クレームを超える請求項に対し、1クレームにつきＳＳ40が加算されます。

尚、「外国ルート」による審査を申請した場合には、「調査及び審査請求料」と「審査請求料」はクレーム数に基づく公費加算の対象外ですが、登録料は他の審査ルートを利用した場合と同様、20クレームを超える請求項に対し公費が加算されます。

第8年度以降の特許年金が約40%増額されます。

以上

（出典：Spruson & Ferguson、シンガポール特許庁のＨＰ）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。